

充実の助成メニューで 進出をお待ちしております!

釧路市の優遇制度 (釧路市企業立地促進条例)

■ 釧路地区に立地する場合

【助成金】

種類	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
設備投資資金助成	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ・ 植物工場 リサイクル産業施設 ソフトウェアハウス 試験研修施設 情報処理サービス業 コールセンター データセンター 	《新設の場合》 ・ 固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・ 雇用助成の対象要件を満たすこと。 《増設の場合》 ・ 固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上 ・ 雇用助成の対象要件を満たすこと。	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	4,000万円
雇用助成	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ・ 植物工場 リサイクル産業施設 電気業（新エネルギー供給業を除く） ガス業 ・ 熱供給業 	《新設の場合》 ・ 雇用増10人以上 《増設の場合》 ・ 取得した固定資産（土地を除く。）の基準年度における評価額が3,000万円以上 ・ 雇用増5人以上かつ増設後の雇用者総数10人以上	新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円(特例の場合は30万円)	3,000万円
	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアハウス 情報処理サービス業 コールセンター データセンター 	・ 雇用増10人以上		
	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究施設 	・ 雇用増5人以上		
	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー供給業（太陽光をエネルギー源とするものを除く） 【新設のみ】 	<ul style="list-style-type: none"> 取得した固定資産の取得価額が10億円以上 雇用増1人以上 		
緑化助成	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ・ 電気業 ガス業 ・ 熱供給業 	工場立地法第6条第1項の規定による特定工場（敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上）の届出を完了したもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100相当額	1,000万円
土地取得助成	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ・ 植物工場 リサイクル産業施設 ソフトウェアハウス 試験研究施設 情報処理サービス業 コールセンター データセンター 	《市外からの進出の場合》 ・ 土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 《市外からの進出以外の場合》 ・ 土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・ 雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価格の25/100相当額(ただし、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)	1億円
事業所賃貸料助成	<ul style="list-style-type: none"> コールセンター 【新設のみ】 	・ 雇用増50人以上	事業所賃貸料の1/2相当額を3年間	年500万円
	<ul style="list-style-type: none"> 本社機能移転事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用増30人以上 面積300㎡以上 市外から市内に本社機能を移転することを公表すること この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと 	事業所賃貸料の1/2相当額を1年間	
通信回線使用料助成	<ul style="list-style-type: none"> コールセンター 【新設のみ】 	・ コールセンターの新設に伴って、新たに雇用される者の数が50人以上であるもの	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円

【課税免除】

種類	対象業種 ^(※1)	対象要件	補助金等の額	限度額
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ・ 旅館業 コールセンター 	・ 固定資産（土地を除く。）の取得価額が2,700万円超	固定資産税、都市計画税を以下の範囲で免除する 基準年度 100/100以内 2年目 75/100以内 3年目 50/100以内	なし
	<ul style="list-style-type: none"> 製造業^(※2) ・ 倉庫業 情報サービス業 インターネット随伴サービス業 コールセンター 道路貨物運送業 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の取得価額が2億円超 製造業のうち、農林漁業関連業種^(※2の◎)については、固定資産の取得価額が5,000万円超 		

※1 対象業種は企業立地促進法第20条に規定する総務省令(平成19年8月16日総務省令第94号)による

※2 製造業のうち対象となる業種は、企業立地促進法に基づく釧路白糠地域の基本計画で指定する業種(※3)

※3 釧路白糠地域の基本計画で指定する集積業種(日本標準産業分類による区分) (◎印は、農林漁業関連業種)

◎食品製造業、◎飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、繊維工業(外衣・シャツ製造業(和式を除く。))、下着類製造業、和装製品・その他衣服・繊維製身の回りの品製造業及びその他繊維製品製造業を除く。)、◎木材・木製品製造業(家具を除く。)、◎家具・装備品製造業、◎パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、◎プラスチック製品製造業(別掲を除く。)、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業(武器製造業を除く。)、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部分品製造業及び航空機・同附属品製造業を除く。)